

令和元年度第1回

(2019年度)

吹田市景観まちづくり審議会

日時 令和元年6月21日(金)午後2時

場所 本庁 中層棟4階 第4委員会室

令和元年度第1回吹田市景観まちづくり審議会会議録  
(要点筆記)

1. 開 会

- 大塚都市計画室参事

2. 挨拶

- 乾都市計画部長            《挨拶》

3. 案件説明

会長、副会長の選任

4. 会議進行

- 鳴海会長   本日、傍聴人はおられますか。
- 事務局     本日傍聴人はありません。

- 鳴海会長   それでは、第1回景観まちづくり審議会の議事に入ります。事務局より本日の案件について説明をお願いします。

5. 案件説明

景観まちづくり活動補助金について（諮問）

それでは、第1号議案 景観まちづくり活動補助金について、議案書の説明をさせていただきます。

はじめに、本年度の景観まちづくり活動補助金募集要領について説明させていただきます。1つ目に、本補助金の目的としまして、吹田市景観まちづくり活動補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内で景観まちづくり活動に必要な経費の一部を補助することにより、景観まちづくりに寄与する活動を積極的に支援するとともに、市民主体の景観まちづくり活動のさらなる活性化を図ることを目的とするものです。

2つ目に、応募できる者は、市民10人以上で組織される団体か、景観協定を締結しようとしている土地所有者等の3人以上を構成員とする団体のいずれかとなっております。

3つ目に、対象事業は(1)から(5)までのいずれにも該当するもので、①市民が主体的かつ、継続的に吹田市内で行う活動、②今後構成員又は、事業の発展が見込まれること。③他の制度による補助金等を受けていないこと。④営利及び宗教或いは政治を目的としないこと。⑤最後に、景観まちづくりに関する市民意識の向上につながる活動で

あること。となっております。

4つ目に、補助金額は補助対象額の2分の1以内で、10万円を限度とし、今年度の予算は20万円であります。また、吹田市景観まちづくり条例第16条第1項及び第2項に基づくその他の活動の支援について、「支援をしようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。」となっておりますので、本日諮問させていただくものです。

諮問に入る前に、昨年度の景観まちづくり活動補助金を交付いたしました3団体の実績を簡単ではございますが、ご報告させていただきます。

昨年度の申請団体は、関大前通りの景観についての取組を行った「関大前の景観を考える会」、南吹田の新駅周辺のまちづくりに活用できるマナーBOOKを作成した「南吹田駅まちづくり推進市民協議会」、新旭町通食品街で昭和レトロな「路づくり」を目指して商店街の活性化の取組を行った「好いたまちづくり研究会」の3団体でございました。

まずは、関大前の景観を考える会について説明させていただきます。事業名称は「関大前通り景観まちづくり」交付額は10万円となっております。

実施した事業の概要としまして、関大前通りデザインコンテストの実施。また、コンテストで受賞した提案の中から社会実験といたしまして、関大イルミネーションの実施。また、その取組の内容を通信として周辺地域に配布を行っております。デザインコンテストの結果、得票数が多かった「関大イルミネーション」を実施した時の様子です。団体が活動をおこなっている「関大前ラボラトリ」と周辺の5店舗の協力を得て、社会実験をおこなっております。閉店後のお店にはデザインした門燈を置き、営業中のお店には、暖かい光の暖色照明に変えて頂きました。普段の関大前の賑やかな空間から大きく変わり、落ち着いた空間になっております。昨年度の取組で、関大前通りを活用する方への景観に関する啓発につながっております。一方で、周辺の住民の方への周知方法や、地域との連携に関して課題も残りました。

次に南吹田駅まちづくり推進市民協議会について説明させていただきます。事業名称は「南吹田新駅周辺地域における景観まちづくり意識向上事業」で交付額は5万円でございます。

実施した事業の概要としましては、①「南吹田駅かわいまちづくりマナーBOOK」として、南吹田新駅周辺地区まちづくりの作法集の検討・作成を行いました。②社会実験の場を活用した作法集に関する意見集約③まちづくり懇談会の開催④小学生へのまちづくりアイデア募集等を行いました。作成しました「まちづくりマナーBOOK」は地域の方に全戸配布し、周知を図っております。

続きまして、好いたまちづくり研究会についてご事業の名称は「新旭町通り食品街景観啓発事業」で交付額は50,000円でございます。

実施した事業の概要としましては、昭和レトロな要素を活かした「路づくり」を目指し、「1件でも多くの空き店舗を開ける」ということを目的とし、少しでも多くの方

に新旭町通りを知っていただくため、毎月1回空き店舗、空きスペースを活用したイベントを行いながら、店舗を持ちたい店主を探し、新店舗の開設に向けた取組を行いました。昨年度の取組の中で、今年度の4月に新旭町通食品街に洋食屋さんが新規オープンしております。少しずつ新旭町通食品街や北側の新旭町通商店街の空き店舗に新しい店舗がオープンし始めております。今後商店街が活性化していく中で、新旭町通食品街が目指す昭和レトロな「路」づくりにさらに取り組んでいきたいとのことです。

以上が簡単ではございますが、平成30年度の実績報告となります。

それでは、議案第1号 吹田市景観まちづくり活動補助金について、説明させていただきます。まず、諮問までの経過ですが、本年度の景観まちづくり活動補助金は本年4月1日から5月13日まで募集をいたしました。応募は2件あり、5月21日から27日までの1週間都市計画室窓口にて公開を行いました。5月29日の吹田市景観アドバイザー会議で意見を頂き、本日の諮問となっております。今年度の申請団体は「山田西ショッピングタウン商店会」と「すいたん横丁実行委員会」の2団体となっております。

まず山田西ショッピングタウン商店会について説明いたします。事業名は「山田西ショッピングタウン景観向上事業」で、交付申請額は10万円となっております。

右上四角で囲ったページ番号は議案書のページ番号となりますので、よろしく願いいたします。

まず対象地ですが、山田出張所に隣接する場所に山田西ショッピングタウンがあります。こちらはショッピングタウンの南側からの写真になります。左手に西側に個人店舗4件その奥にはイズミヤがあります。右手東側は1階に個人店舗13件、2階以降が供給公社の住宅、中央部の通路には、ケヤキがヤクスノキ植栽されている。という空間構成となっております。

こちらはショッピングタウン中央部の写真です。ショッピングタウン中央部西側にはイズミヤがあります。

活動の背景としましては、できてから35年を超え、以前からショッピングタウンでリニューアルの声が上がる中で、平成30年度の台風の影響で、商店街中央に植栽されていた樹木が倒木し危険だと認識を持つようになりました。残りの樹木も切ってしまうのか。シンボルとして残すのか。一方で、本来のリニューアルに向けて、オープニングのデザインを統一したい。景観の良い商店街にしたいという声も引き続きあがっていました。そのような中「防災と景観の両立できる商店街にしたい」という思いから今回の事業を行う事となりました。右下の写真の部分が、昨年の台風で倒木した場所になります。現在は植栽マスを撤去され、その部分にベンチが置かれております。

山田西ショッピングタウン商店会では「防災と景観の両立できる商店街」を目指して、リニューアルに向けた景観プラン作成のため昨年度に本市景観アドバイザー派遣制度を活用されております。山田西ショッピングタウンについてのイメージを商店街店主の方や買い物客の方、供給公社にお住まいの方などに付箋に書いてもらいイメージを共

有しています。これを基に、現在地域のメンバーが共通のイメージをもって共通の目標を目指すために、山田西ショッピングタウンの将来像を作成しているところです。

具体的な活動としましては、将来像の作成に向けて赤色の○で囲んでいる部分で空間づくりの社会実験を行う予定です。

スケジュールとしまして、空間づくりの実験のために、まず、5月に「花とみどりの情報センターの樹木医」の方に相談し、山田西ショッピングタウンの規模に合う樹種等について相談されております。また、景観アドバイザー派遣を活用した「空間づくりの勉強会」を行い、8月頃に他の商店街等の事例調査。10月にそのような内容を加味し、実験の実施計画を行い、11月頃に、空間づくりの実験を行う予定です。実験中に利用者を中心にヒアリングやアンケートも行う予定です。

続きまして、収支予算書についてご説明させていただきます。まず、収入の部です。

当該補助金10万円に商店会費を15万3千円のあわせて25万3千円となっております。

次に支出の部です。旅費としまして、需要品運搬用の2万3千円と需用費としまして、社会実験に伴うベンチ及び植木鉢などの社会実験に伴う実験装置20万円、また、イベント周知用チラシの3万円合わせて25万3千円となっております。

次にすいたん横丁実行委員会のご説明をさせていただきます。事業名はすいたん横丁活性化事業で申請額は5万円となっております。昨年度まで、好いたまちづくり研究会が新旭町通食品街を中心に活動をしておりましたが、その思いを引きついで、今年度より、地元の方々だけで構成されたすいたん横丁実行委員会が申請されているものです。

申請の対象地は、すいたん横丁となっており、すいたん横丁は、新旭町通食品街と十三高槻線より南側の旭通商店街をさします。今年度は、すいたん横丁として新旭町通食品街を中心に、東側の旭通商店街の一部も含めたかたちで活動を行います。

こちらは対象地の写真でございます。左が旭通商店街の写真で、右が新旭町通食品街の写真でございます。

事業の背景と概要をご説明させていただきます。まず背景といたしまして、商店街として経営が成り立たない、夜間人通りもなく治安も良くない。2代目経営者の積極性のなさ等、様々な要素からシャッターが目立つ商店街になっていったのですが、なんとか商店街をもりあげていきたいという思いで活動をされております。

そのような中、昨年度から引き続き「昭和レトロ」というイメージを軸とした、「路」づくり「風景」づくりを目指し、まずは1店舗でも多くシャッターをあけることで、景観に関わる要素としての「日常での様々な活動や人々の暮らしの様子」に活気をあたえたい。ということを目的としております。

具体的な活動としましては、ライブ等で商店街をもりあげながら、空き店舗の所有者に掛け合い、貸していただけるように調整を行い、その空き店舗を活用し、フリーマーケットやワークショップなどを行いながら、人通りを増やし、新店舗開設に向けた取

組を行う。その中で、店舗を持ちたい店主候補を探し、誘致する。とのこと。

昨年度まで活動をされる中で、これまでの活動は「昭和レトロ」というイメージの「路づくり」「風景づくり」を目標に行ってきましたが、実際に新規店舗の店主と調整を行う中で、「昭和レトロ」一本では難しいと感じているようで、今後もシャッターを開ける活動を行いながら、昭和レトロを軸にこの地域らしい下町色を活かした将来像についても検討していくとのこと。

収入の部でございます。会費の5万円と当該補助金の5万円を合わせて10万円となっております。

支出の部でございます。空き店舗を活用してイベントを行う際に空間を綺麗に見せるためのバナー等の需用費に加え、チラシ印刷費、また、空き店舗を使用する賃料を合わせた10万円となっております。

以上が申請内容の説明でございます。

2申請とも、景観に寄与した活動であり、補助要件を満たしているため、それぞれの申請額どおり「山田西ショッピングタウン商店会」は10万円、「すいたん横丁実行委員会」は5万円、とし、当審議会に諮問します。

ご意見等いただきますよう、よろしくお願いいたします。

## 6. 質疑応答

濱田委員 4ページの言葉の「オーニング」の意味が分からないので教えて欲しい。内容については2件とも良い取組なので賛同する。「吹田の景観行政」の中で平成21年から団体名と事業内容が掲載されているが、output に対しての outcome についても掲載する方が良いと思うので検討して欲しい。

隅田主査 まずオーニングについては、店舗前にあるテントのようなもので、現在山田西ショッピングタウンでは、バラバラなデザインなので、統一していきたいという思いを持っている。また、これまでの取組については、今年度から行っている景観まちづくり計画改定業務の中でも output や outcome の評価を行っていくので、「吹田の景観行政」の掲載方法についても検討する。

濱田委員 昨年度の実績報告でもあったような、「マナーBOOK」を配った事はわかったが、その結果まちなみがどのように変わったのかなどの成果も知りたいので、掲載して欲しい。補助金は単年度になっていて、「単発のイベント」のように見えるので、この取組が継続し、まちが変わっていく様子が分かるようにする方が良い。

鳴海会長 濱田委員が最後の質問ですが、「このような取組をしました」だけではなく「このような意義がありました」ということまで掲載する方が良い。

加藤委員 2つの取組について賛同する。ただ、商店街の活性化の印象を強く感じるので、景観の視点について教えて欲しい。また、商店街活性化ということで、他の補助金とかぶってないのかも合わせて教えて欲しい。

隅田主査 今回 2 団体とも商店街ということで商店街活性化の印象が強く出ているが、「シャッターがさがっているより、シャッターが上がっている方が景観的に良い」という視点と、シャッターが上がった後に昭和レトロなまちなみなどを目的とされているので、景観に寄与する取組であると考えている。また、「商業の補助金とかぶっていないか」ということについては商業担当部署と打ち合わせを行い、かぶっていないことを確認している。

谷田委員 18 枚目のスライドについて経過があるが、景観アドバイザー会議での意見や修正等があったのかを教えて欲しい。

隅田主査 山田西ショッピングタウンに関しましては、当初から社会実験と入れておられたが、実施計画の検討が入ってなく、また、社会実験も 8 月頃を予定されていた。景観アドバイザー会議の中で、「季節の良い時にした方が良い。」また、「実施計画をしっかりとした方が良い」という意見があり、団体と打ち合わせを行い、修正を行った。すいたん横丁実行委員会については、イベント等の需用費の箇所がイベント用品のみであったが、具体的に何を予定しているのかを入れていただいた。

久副会長 両方とも取組として良い。谷田委員のお話しにも繋がるが、すいたん横丁の方は景観という文字が少ないと感じる。「シャッターが下がっていると景観に良くない。」など、景観についての文言をより多く入れられた方が良い。また、山田西について、狭い意味での利害関係者だけでなく、少し範囲を広げて周辺住民の方の意見を聴く方が良い。社会実験のデザインについてはお客様の意見を聴く方が良い。

鳴海会長 それでは、議案第 1 号については原案通り承認する。

一同 異議なし。

## 7. 案件説明

### 屋外広告物行政について（報告）

それでは、屋外広告物行政について説明させていただきます。

こちらは、吹田市景観まちづくり審議会で、屋外広告物行政について、これまでに報告させていただいた内容を記載しています。

昨年度の第 1 回では、屋外広告物に関するアンケート調査についてご意見をいただきました。第 2 回では、「屋外広告物の規制及び誘導の検討について」としまして、アンケートや実態調査の結果のほか、条例の方向性に関する検討案を報告させていただきました。検討案では、上乗せエリアとしまして、主要道路軸や主要交差点、江坂駅や関大前駅、JR 吹田駅のような商業地域を特定地区とする案を報告させていただきました。

そこで、いただいた意見としましては、特定地区のエリア設定に関して、

「関大前駅は、住宅街に囲まれた学生街としての特徴を持つ地区。単なる商店街に限るのではなく、もう少し広いエリアでとらえる方が良い。」などの意見をいただきま

した。

前回の第3回では、地域区分の設定や事前協議制度の導入、車体利用広告の表示制限など、条例の新たな取り組みに関する方向性を報告させていただきました。

いただいた意見としましては、広告景観特定地区のエリア設定に関して、

「江坂駅周辺も重要であるが、新御堂筋沿いの景観として道路軸での設定も重要だ」などのご意見をいただきました。

前回提案させていただいた江坂駅周辺地区や千里ニュータウン地区、万博公園周辺地区については、庁内でも再度検討を重ね、大阪屋外広告美術協同組合さんとも意見交換を行いました。

本日は、屋外広告物条例の概要と広告景観特定地区について、後ほど報告させていただきます。今後の予定ですが、来月7月1日から一か月間パブリックコメントを実施いたします。吹田市屋外広告物条例及び施行規則の骨子案について意見を伺います。

9月開催予定の第2回景観審では、吹田市屋外広告物条例案と施行規則案を提示させていただきます。そして、11月には吹田市議会への条例案を提案、議会可決後は、周知活動を進めてまいります。来年2月予定の第3回景観審では、屋外広告物条例制定に伴い、景観形成基準の一部改正が必要となりますので、その改正案について諮問させていただきます。

それでは、吹田市屋外広告物条例の概要について、これまで当審議会でご報告させていただいた内容と重複するところもございますが、説明させていただきます。

こちらは、屋外広告物規制区域図を示しております。左側が現状の大阪府条例による規制区域で、特定路線の沿道500m以内を用途地域や道路からの距離によって基準を設けています。白抜きの部分は、許可の申請は必要ですが、「広告物の大きさは建造物の範囲内であればよい」といった府内一律のおおまかな基準となっている区域です。

右側が吹田市による規制誘導の案です。道路軸を基本とした区域設定ではなく、市内全域を用途地域による区域に設定しています。

禁止区域については、大阪府の区域区分から新たに第二種低層住居専用地域を追加いたしました。

実際の土地利用についても周辺の第一種低層住居専用地域と同程度であることから、禁止区域といたしました。

許可区域については、大阪府と同じ3つの区域設定を市内全域に行っております。

また、建物用途による制限にそぐわない、あるいは、基準を強化または緩和する必要があると認める地域については、

広告景観特定地区の指定や広告物協定制度など地域別の基準を定めることを可能にした制度や、

ガイドラインによる誘導基準を地域別に設定し質の向上を図るなど、特徴のある地域に対応するための施策を設けます。



前回の審議会では、広告景観特定地区として4つの地域の検討案を報告させていただきました。

地区指定については、前回から庁内でも議論を重ねてまいりました。

条例による基準として確実に規制をしていくものと、ガイドラインとしてより良い方向へ誘導していく内容の区別について、また、指定する区域については区域設定の理由と目的について、一つ一つ確認をしてまいりました。

そのうえで、今回の条例制定のタイミングでは、万博公園周辺地域について指定したいと考えております。

千里ニュータウン地域については、単にニュータウンとその他の地域を基準で区別するのではなく、緑豊かで良好な住宅景観になじむ、屋外広告物のあり方について引き続き検討してまいります。また、ニュータウンの大半を占める禁止区域で掲出可能な自家用広告物について、7㎡から5㎡へ変更することで一定の効果をえられるものと考えます。

また、江坂駅周辺地域については、審議会でも意見がありましたように、駅周辺を対象とした歩行者目線だけでなく、新御堂筋沿線の風景としてとらえるという考え方で、規制・誘導する範囲や基準について、もう少し議論したいと考えます。こちらについては、市民の意見や地元企業の意見を聞きながら引き続き検討したいと考えております。

今後、広告景観特定地区の指定を行う場合には、審議会で諮問させていただきます。

では、万博公園周辺地域の指定について説明させていただきます。

こちらが、広告景観特定地区として指定するエリアです。

都市計画で特別用途地区として定めるエリアと同じ範囲を指定しております。

このエリアは、平成21年に閉園したレジャー施設跡地の再開発を前に、特別用途地区のスポーツ・レクリエーション地区として平成23年3月に都市計画決定されました。

パチンコ屋や病院、住宅などが制限されている一方、映画館や店舗、飲食店などが設置できるよう緩和されている地区です。

現況は、このように大型複合施設や住宅展示場があります。用途地域は第二種住居専用地域であり、屋外広告物条例の許可区域でいうと、一般制限区域に該当します。

このエリアの景観まちづくり計画や、都市計画の主な方針では、「魅力的で広域性の高い、文化スポーツ・レクリエーション拠点の形成をめざす」「わかりやすいデザイン、多くの人に親しまれるデザインで、シンボルとなる施設を育てる」「特徴的建造物を育てる」とあります。また、市民及び来訪者の交流拠点として、案内誘導機能の充実を図る必要もあります。現在の第二種住居地域では、一般制限区域の基準を満足しなければならず、当該地域の土地利用と合致しないため、広告景観特定地区に指定することにより、当該地区にふさわしい基準を設定しようとするものです。たとえば、本市で定めようとしている一般制限区域の基準について、壁面広告物は、自家用広告物の乱立を防止するため、1建造物につき50㎡以内に設定しようとしています。50㎡以内にすると、

情報が不十分で視認性に欠ける面があります。

こちらは、パナソニックスタジアムですが、50 m<sup>2</sup>以内になると、看板が建物やまちのスケール感と合わないようになってしまいます。来訪者への案内誘導機能としても十分なサイズで掲出できるよう基準を設定したいと考えております。これらの現状からわかるように、当該地区の特性に合致した基準とするため、広告景観特定地区として指定したいと考えております。

今回の報告については以上です。

## 8. 質疑応答

濱田委員 車体広告物や窓面広告物は屋外広告物法の対象外ではあるが、市独自の条例を策定し規制している市があるが、吹田市ではどのように考えているのか。

徳永主査 車体利用広告については、屋外広告物条例で規制の対象としている。対象となるのはバスや鉄道としている。窓面につきましては、採用させているのは京都市などであるが、本市では、まずはガイドラインで誘導することを考えている。また、公共施設から誘導することも考えている。現段階では基準としては考えていない。

谷田委員 万博公園西側がいびつな形をしているが、なぜなのか。

徳永主査 西側はモノレールの本拠地がある箇所である。今回の万博公園地区については、都市計画法の特別用途地区に指定されている箇所を対象としている。

濱田委員 LEDの広告があるが、規制を行うのか。

徳永主査 現在考えている許可基準の中では第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域の住居専用地域の箇所については、LED及びデジタルサイネージを禁止する。

濱田委員 9月に条例案を提出、11月議会というスケジュールは、かなりタイトに思える。周知期間はいつ頃を予定しているのか。

徳永主査 周知期間については、議会で可決されてから、運用を開始する4月までを周知期間としている。

久副会長 今後の作業について、パナソニックスタジアムの看板は、ネーミングライトを行ってから今の大きさになったと思う。元々は別の大きさの看板がついていたと記憶している。どちらの看板を基に基準を設定するのかは検討する方が良い。

徳永主査 検討する。

## 9. 案件説明

### その他報告

それでは、その他報告についてご説明させていただきます。

本日報告させていただく内容は、今年度から2ヵ年で行う「景観まちづくり計画改定業務について」でございます。

まず、景観まちづくり計画を改定する上で、今後の本市の景観施策の目的・目標・方針について、現段階での案をご説明させていただきます。この内容や文言につきましては、今後改定業務を進める中で随時良いものに更新していく予定でございます。

景観施策の目的といたしまして、「暮らす人、働く人、学ぶ人が、吹田の景観に愛着と誇りを感じ、街の中で生き生きと活動が展開される。」としており、

目標といたしまして、「地域ごとのまちなみの良さが感じられ、暮らす人、働く人、学ぶ人が主体的に展開する、魅力的な景観づくり」としております。

良好な景観のまちなみの中で、その中に居る人々の活動が生き生きとすることで、さらに、魅力的な景観が形成されると考えております。

そのような目的や目標を達成するための方針といたしまして

- ・地域ごとの景観の特色や個性を磨く
- ・多様で豊かな緑を守り育てる
- ・都市軸や都市拠点の顔となる景観をつくる
- ・市民の景観づくりの意識と活動を高める

としております。

また、施策の柱といたしまして

- ・地域ごとの特性を伸ばす景観誘導
- ・都市拠点や都市軸の個性がありつつ調和する景観づくりのための景観誘導
- ・道路や公園など公共空間の景観の質の向上
- ・市民の意識啓発と市民主体の景観形成の取組の推進

としております。

こちらも同様に現在、議論を重ねながら文言についても検討をしているところです。景観まちづくり計画改定業務の年間スケジュールでございます。

6月中に現状整理を行い、9ごろまでに市民アンケートを含める評価また、課題の整理を行いたいと考えております。

次回の当審議会は9月末から10月ごろで予定しておりますので、課題の整理までをご報告させていただく予定でございます。

今年度末までに景観まちづくり計画の改定版である（仮称）景観まちづくりマスタープランの案を作成する予定でございます。

お手元にお配りしております、A4横の「景観形成に関する取組についての評価の考え方」という資料をご覧ください。

左端に現在の景観まちづくり計画の施策一覧をのせております。

その施策一覧に対応する評価の指標をその横に上げております。

こちらは現景観まちづくり計画 79 ページにのせております、評価指標になります。これまでの景観に関する取組を outcome として整理し、まず自己評価を行います。自己評価とあわせて outcome としてこれまでの取組成果としての市民の満足度等を確認するためのアンケートを実施する予定です。

これらの評価結果を元に施策の効果を検証し、次の 10 年に向けてより効果的な取組となるような施策の内容を検討していきます。

市民アンケートにつきましては現在設問等検討している段階です。お手元の「参考」として現在検討中の資料をお配りさせていただいております。

アンケートの内容としまして、2 ページ以降の左側に質問項目、中央に具体的な設問イメージ、右側にどのように結果を活用・反映させるかを書いております。

質問項目としては②地域の景観の評価③景観上の課題についての認識と重点的に解決すべき課題④重点地区の景観づくりの評価⑤景観ルールについての意識⑥景観まちづくりへの関心や参加⑦景観賞についてアイデアを募集。以上が景観まちづくり計画改定業務に関する報告でございます。

目的目標の設定、自己評価の手法、アンケート内容等について、検討の段階ですが、ご意見、アドバイス等いただけたらと思います。よろしくお願いします。

## 10. 質疑応答

濱田委員 アンケートについては、直営で行うのか。

隅田主査 今年度から景観まちづくり計画改定業務の委託をしており、アンケートについてもその委託業務で行う。重点地区については直営でポスティングを行う。

濱田委員 委託先はどこかの大学に頼んでいるのか。

隅田主査 委託先はコンサルである。

久副会長 市職員が日ごろ業務を行う中での手ごたえなど、過去の担当者の生の声のようなものをまとめることも重要である。

隅田主査 普段窓口に出ている職員や前の担当にもヒアリングを行い、自己評価としたい。

加藤委員 前のときも回収率が低かったと思うが、今回の回収率はどの程度を見込んでいるのか教えて欲しい。

隅田委員 昨年度行った屋外広告物のアンケートについては、約 37%の回収率で、行政が行うアンケートの中では良い方だった。回収率を上げるために内容についてしつかり詰める必要がある。今回の回収率は、40%程度を目標としている。

濱田委員 スケジュールがハードなので、もっと余裕が必要で検討が必要だと感じる。

隅田主査 改定業務については、2 か年で考えており内容が重要だと考えているので、

スケジュールについては検討を行う。

大掠参事 意見を聴く時間をとりたいと考えているので、早めにたたき台をつくり多様なご意見をいただきたいと考えているので、すこしタイトではあるが、スケジュールを組んでいる。

濱田委員 急ぐ理由は、中核市ですか。

大掠参事 中核市とは関係なく、現計画の目標年次が令和2年度となっており、2か年での改定業務となっている。先ほどの屋外広告物条例とは別のスケジュールとなっている。

濱田委員 かなり忙しいスケジュールなので、しっかりと市民周知に時間をかける方が良いと思う。

大掠参事 我々もしっかりと市民周知を行いたいと考えている。

隅田主査 来年度は作成した案を持って地域に入る予定で、また、景観賞も予定しているので、そのような場も活用しながら、景観まちづくり計画の改定版の市民周知をしっかりと行いたいと考えている。

上甫木委員 新たな計画に際して、現在までの評価についてはどう考えているのか。

隅田主査 これまでの景観行政の取組を整理し、活動に対しての自己評価を考えているが、まだ具体的な評価については検討中のご意見をいただきたい。

上甫木委員 定量的にはできるが、定性的な担当者の思いなどを入れられた方が良い

鳴海会長 他の市はどのように評価しているのかを聞いてみるのも良い。

隅田主査 今年度大阪府景観形成誘導推進協議会北大阪ブロックの幹事市になっており、北大阪ブロック会議を開催する予定。その中で他市と情報共有等していきたいと考えている。

谷田委員 アンケートについて、プラス面マイナス面を聞いているが、課題抽出の欄が大きいので、評価すべき欄を増やすべき、市民が良いと思う場所などについてもっと多く聞いた方が良い。

隅田主査 参考にさせていただく。